

ふれあい福祉センター勝賀
(高松市)



老人福祉センター
(塩江町)



塩江保育所

24-6 障害者福祉事業 ↓⑪

障害者福祉事業については、高松市の制度に統一する。

心身障害者医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

24-7 高齢者福祉事業 ↓⑪

高齢者福祉事業については、高松市の制度に統一する。

塩江町地域の対象者が塩江町地域のデイサービスセンターを利用する場合の利用回数については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

塩江町の単独福祉訪問事業については、合併時に廃止する。

塩江町老人福祉センターについては、高松市の老人福祉センター

として引き継ぐものとし、管理運営形態については、現行のとおりとする。

24-8 生活保護事業

生活保護事業については、高松市の制度に統一する。

24-9 児童福祉事業 ↓⑫

児童福祉事業については、高松市の制度に統一する。

ただし、塩江町の保育所の保育料については、合併年度及びその翌年度は現行のとおりとし、合併年度の翌々年度から5年度目において、高松市の保育料と同額となるよう調整するものとする。

乳幼児医療費助成制度については、合併時において塩江町に住所を有する者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の塩江町の制度を適用する。

24-10 その他の福祉事業 ↓⑪

その他の福祉事業については、高松市の制度に統一する。

特定疾患患者援護事業及び原子爆弾被爆者援護事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、塩江町地域におけるサービス低下を招かないよう、合併時まで調整する。

11 各種福祉事業は……

障害者福祉事業、高齢者福祉事業及びその他の福祉事業は、高松市の制度に統一します。合併後は、高松市が実施している様々なサービスを利用することができます。ただし、現在、塩江町で実施しているサービスの中で、経過措置等が設けられたものもあります。

●高松市で実施している主な事業

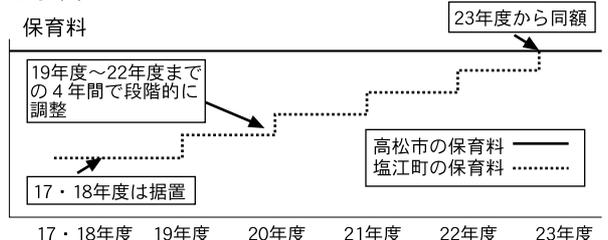
事業名	事業内容
補装具給付費用負担額助成事業	補聴器や車椅子などの補装具を交付・修理するときの国の基準に定める費用を助成
訪問入浴サービス事業	寝たきりの身体障害者の家庭に巡回入浴車を派遣して、入浴を支援し、入浴料の一部を助成
紙おむつ給付事業	一定の要件を満たす障害者（児）及び寝たきり高齢者等に1月60枚の紙おむつを給付
福祉タクシー事業	一定の要件を満たす障害者（児）及び65歳以上で要介護認定を受けている市民税非課税の在宅の高齢者にタクシー券を交付。
在宅重度障害者介護見舞金支給事業	一定の要件を満たす在宅の重度障害者を介護している者に月額6,000円の介護見舞金を支給。

●経過措置の設けられた主な事業

事業名	経過措置等
心身障害者医療費助成事業	平成17年度は現行のとおりで、平成18年度から高松市の制度に統一します。
高齢者生きがいデイサービス事業	塩江町地域の対象者が塩江町地域のデイサービスセンターを利用する場合の利用回数は平成20年度まで現行のとおりとします。
配食サービス事業	塩江町地域における対象者及び実施方法については、平成20年度まで現行のとおりとします。

12 保育料は……

塩江町では、これまで若者定住促進の観点等から、保育料が低くされてきたことから、5年間で段階的に調整することとします。



介護見舞金支給事業については、

合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

ただし、塩江町地域の在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業の所得要件については、合併年度に続く3年度に限り、現行のとおりとし、支給額については、合併年度から4年度目において、高松市の支給額と同額となるよう調整するものとする。

緊急通報装置貸与等事業の塩江町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。

配食サービス事業の塩江町地域における対象者及び実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

福祉金等支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

ただし、塩江町地域の現受給者のうち、合併後に対象者の要件を欠くこととなる者については、合併年度に続く3年度に限り、対象

者とみなすものとする。

24-11 保健衛生事業

保健衛生事業については、高松市の制度に統一する。

塩江町地域のデイケアについては、現行のとおり実施する。

塩江町保健福祉総合施設については、国民健康保険総合保健施設として高松市に引き継ぐ。

塩江町で実施している1歳6か月児及び3歳児健康診査については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。

塩江町で実施している総合検診については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。

24-12 病院事業

塩江病院については、国民健康保険法による国民健康保険診療施設として高松市に引き継ぐ。



塩江病院

24-13 環境対策事業

環境対策事業については、高松市の制度に統一する。

塩江町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、使用できるものとする。

塩江町におけるごみの収集回数については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。

塩江町におけるごみステーションの設置基準については、現行のとおりとする。

塩江町のし尿中継用貯留施設については、継続して使用する。



健康まつり (高松市)

乳幼児健康診査 (塩江町)

13 ごみ収集は……

高松市では、平成16年10月1日から、家庭から出されるごみの有料化が実施され、「燃やせるごみ」と「破碎ごみ」は、市が指定するごみ袋（以下「指定収集袋」）で出すことになっています。塩江町で現在使用しているごみ袋については、平成19年度まで使用できます。

高松市の指定収集袋（10枚1組）

- ・大（40ℓ相当） 400円
- ・中（30ℓ相当） 300円
- ・小（20ℓ相当） 200円
- ・特小（10ℓ相当） 100円

右のシールが
掲示された指定
収集袋取扱店で
購入できます。



南部広域クリーンセンター



高松冬のまつり
(高松市)



ホタルまつり
(塩江町)

24-14 商工・観光関係事業 ↓ ⑭

観光関係事業については、高松市の制度に統一する。

塩江町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施する。

塩江温泉郷の国民保養温泉地指定については、高松市に引き継ぐ。

塩江町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行う。

塩江町の観光関連団体補助については、現行のとおり継続する。

塩江町の観光施設については、高松市に引き継ぐ。

塩江町の観光案内所の管理運営については、現行のとおりとする。

24-15 農林水産関係事業

農林水産関係事業については、高松市の制度に統一する。

塩江町の林道については、高松市の林道として引き継ぐ。

塩江町が実施している園芸団体に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、実施する。

イノシシ等被害防除事業については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、実施する。

間伐補助事業については、塩江町地域において、現行のとおり実施する。

塩江町の農林施設、重要稚仔放流事業、地籍調査事業及び農業集落排水事業については、高松市に引き継ぐ。

塩江町地域において、土地改良区を設立するものとし、設立までの土地改良事業については、共同施行体等が事業主体となり、実施するものとする。

塩江町農業経営者協会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、実施する。

24-16 建設関係事業

建設関係事業については、高松市の制度に統一する。

塩江町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。

塩江町道路愛護会への補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。

急傾斜地崩壊対策事業に係る塩江町地域での採択基準及び事業費負担区分については、現行のとおりとする。

水防に係る塩江町住民への周知方法については、現行のとおりとする。

塩江町の町営住宅については、高松市の市営住宅として引き継ぐものとし、住宅使用料については、現家賃との差が生じないよう調整するものとする。

24-17 交通関係事業 ↓ ⑮

交通関係事業については、高松市の制度に統一する。

塩江町地域におけるチャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。

15 交通関係事業は……

塩江町地域のチャイルドシートの助成は、平成20年度までは、現行のとおり実施します。

助成額：購入金額の1/2
(2万円を限度)



また、塩江町の町営バス(通称：がんばりバス)は、今までどおり、運行されます。

14 観光イベントは……

塩江町で実施している観光イベントへの補助は、合併後も今までどおり行います。

観光イベント	開催予定日
さくらまつり	4月上旬の日曜日
ホタルまつり	6月の第2土曜日
温泉まつり	8月下旬の土曜日
もみじまつり	11月中旬の日曜日
塩江温泉感謝祭	10月下旬～11月中旬
竜王山山開き	7月1日

塩江町地域における町営バスの運行については、現行のとおり高松市に引き継ぐ。

24-18 上水道事業 ↓⑬

塩江町の簡易水道事業については、高松市の簡易水道事業として引き継ぐ。

水道料金、給水装置新設等負担金、手数料その他上水道事業に係る事務等については、高松市の制度に統一する。

24-19 下水道事業 ↓⑰

塩江町の公共下水道事業については、高松市の事業として引き継ぐ。

下水道使用料、受益者負担金、合併処理浄化槽設置整備事業補助等については、高松市の制度に統一する。

ただし、塩江町が実施している汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおり継続するものとする。

また、塩江町が実施している単独浄化槽撤去費助成制度については、平成18年度まで、現行のとおり継続するものとする。

24-20 消防防災関係事業

消防防災関係事業については、高松市の制度に統一する。

防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用する。

24-21 学校教育事業

学校教育事業については、高松市の制度に統一する。

塩江町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐ。

塩江町地域で実施している小学校児童通学援助及び中学校生徒通学援助については、現行のとおり継続する。

塩江町地域の奨学制度等の支援制度については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

塩江町地域における、小学校の学校行事等参加補助については、現行のとおりとし、高等学校生徒を育てる修学金等補助制度、中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。

塩江町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、実施する。

24-22 社会教育事業

社会教育事業については、高松市の制度に統一する。

塩江町民運動会については、高松市の地区運動会として取り扱う。

東四国オープンゲートボール大会については、現行のとおり継続する。



24-23 文化振興事業

文化振興事業については、高松市の制度に統一する。

塩江町文化祭については、高松市の地区文化祭として取り扱う。

17 下水道料金は……

下水道使用料や受益者負担金は、合併時から高松市の制度に統一します。ただし、塩江町の下水道事業は、平成18年度から一部供用が開始される予定です。下水道使用料については、水道料金とあわせて徴収します。

(例示)

高松市の1ヶ月の平均使用量と下水道使用料

使用量：18m ³
使用料：1,874円

16 水道料金は……

水道料金等は、高松市の制度に統一します。

なお、現在、塩江町地区の水道料金は、検針・請求ともに月1回ですが、合併後は、隔月で検針し、2ヶ月に一度の請求となります。

●水道料金(月額)の比較表(例示)

一般家庭(メーター口径13mm)の平均使用水量(15m³/月)の場合は、1ヶ月で1,260円安くなります。

	高松市	塩江町	差額
水道料金	2,152円	3,412円	△1,260円

塩江町立美術館については、高松市の美術館として、高松市に引き継ぐ。

塩江町立美術館の運営については、現行のとおりとする。

ただし、減免対象者、ホール使用料の割増等の規定並びに美術館協議会委員の選任方法及び報酬については、高松市の制度に統一する。

塩江町文化祭



町立塩江美術館

24 | 24 その他の事業

外部監査制度

外部監査制度については、高松市の制度を適用する。

市・町民褒章制度

市・町民褒章制度については、

高松市の制度に統一する。

塩江町の名誉町民については、塩江地区の名誉町民として継承する。

情報公開制度

情報公開制度については、高松市の制度に統一する。

過疎地域の指定及び計画

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第2項の規定に基づき、塩江町過疎地域自立促進計画を引き継ぐ。

水問題対策

水問題対策については、高松市の制度を適用する。

契約制度

契約制度については、高松市の制度に統一する。

女性政策

女性政策については、高松市の制度に統一する。

後継者育成等報償制度

塩江町の後継者育成報償及び出産家庭報償については、合併年度

及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとし、結婚促進報償については、合併時に廃止する。

市・町民葬儀

市・町民葬儀については、高松市の制度に統一する。

ただし、やすらぎ苑葬及び香川南部葬斎場組合の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの变化を来さないことを基本に、合併時までに調整するものとする。

生活用水確保対策事業

生活用水確保対策事業については、塩江町地域において、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施する。

塩江町における公園・レクリエーション等施設

塩江町の公園・レクリエーション等施設については、高松市に引き継ぐ。

青少年健全育成事業

青少年健全育成事業については、

奥の湯公園（塩江町）



大滝大川県立自然公園（塩江町）



高松市の制度に統一する。

ただし、塩江町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。

なお、塩江町地域における不登校対策（適応指導教室事業）については、現行のとおりとする。

25 建設計画

建設計画については、別冊とおり定める。
(14・15ページ参照)

るオアシスゾーンを目指して～

る“まちづくりプラン” (建設計画)

4. 新しい高松市の都市づくり

◇将来構想を展望した都市づくりの方向

- (1) 道州制における州都機能の確保を視野に入れた中枢性、拠点性を発揮できる都市づくり
- (2) 市民が住みやすく、いつまでも住み続けたいと思える都市づくり
- (3) 地域の特性、特色を生かし、地域バランスに配慮した都市づくり
- (4) 多様で幅広い交流を展開する都市づくり
- (5) 新しい時代をリードし、地域発展を支える産業を育てる都市づくり
- (6) 地域みずからが主体的に取り組む自立した都市づくり

—これらの都市づくりの方向を踏まえ—

5. 将来都市構想における望ましい都市像

21世紀の四国の州都を展望した
 風格ある環瀬戸内海圏の中核・中核拠点都市／グレーター高松の創造
 —海・街・山と 人が融け合う 元気なまち・高松—

エリア別の機能整備 (まちづくり) のイメージ図

臨海部・島嶼部エリア (海洋性交流創造エリア)

◎親水交流機能

庵治町

都市中心エリア (業務・都市型産業創造エリア)

サンポート高松 ★

◎業務中枢機能

◎芸術文化交流機能

牟礼町

◎高質な生活文化拠点機能

国分寺町

◎商業娯楽機能

◎高質な生活文化拠点機能

★香川インテリジェントパーク

(中心部)

高松市

◎高付加価値型農業育成機能

◎頭脳交流・都市型産業育成機能

都市近郊エリア (田園型産業・生活創造エリア)

◎高質な生活文化拠点機能

香川町

香南町

◎高付加価値型農業育成機能

高松空港 ✈

◎生涯学習／環境学習機能

丘陵・林間エリア (親林・親水型保養・交流創造エリア)

塩江町

◎観光・レクリエーション機能

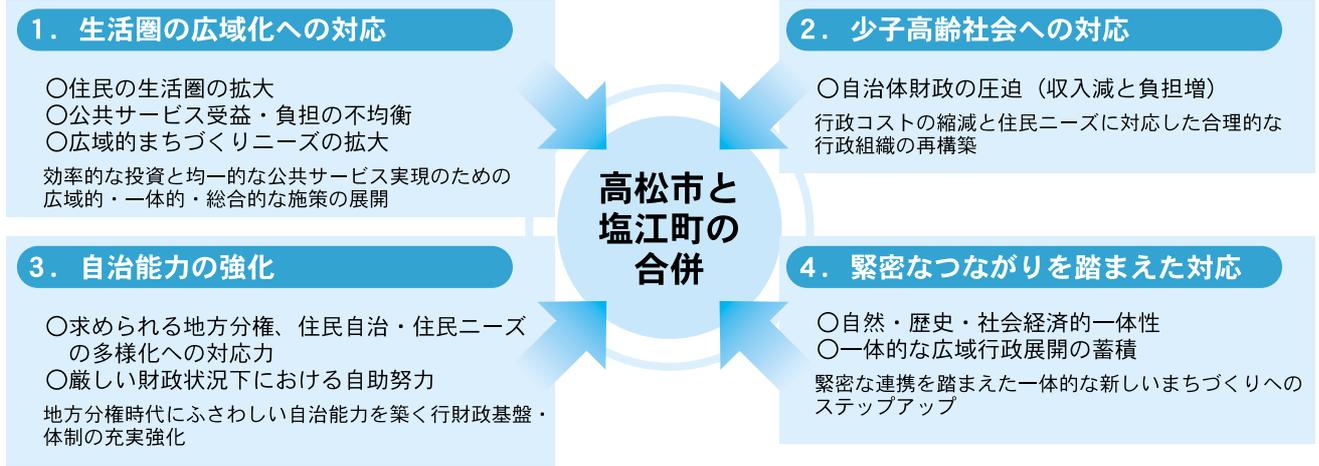
◎広域保養交流機能

(注) ◎は特に重点的な育成が図られるべき機能

～心と体のリフレッシュの舞台とな

高松市と塩江町の合併による

1. 合併の考え方



2. 高松市と塩江町の合併によるまちづくり

(1) 合併による新しいまちづくりの理念

これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重し、地理的条件、都市機能や産業基盤、多様な地域資源や地域特性を生かしなが、地域全体の魅力や個性を一層高め、豊かで持続的発展が可能な地域社会、文化的で快適な生活が営める都市の創造を目指します。

また、みずからの判断と責任で、まちづくりを実践できる自立性の高い自治体を目指します。

このため、合併により、行財政基盤の充実強化を図り、一体的、効率的な行政を進め、多様化、高度化する住民ニーズや社会経済環境の変化に適切に対応した住民サービスと住民福祉の一層の向上を図ります。

(2) 塩江町地域のまちづくり

◇塩江町地域の役割と機能

- (1) 自然と共生したやすらぎ機能 →森林等豊かな自然環境を生かした保養・レクリエーションの場
- (2) 温泉と自然を生かした交流機能 →温泉、自然と地域の文化、食などを生かした広域交流拠点
- (3) 暮らしの支援機能 →水源地、ごみ処理、食料供給等を通じた高松市とその周辺住民の暮らしの支援、田園都市型の生活様式実現の舞台

ー塩江町地域の位置づけー

“心と体のリフレッシュの舞台となるオアシスゾーン”

3. 塩江町地域の5つのまちづくりの基本目標と基本方針

(1) “連帯”のまちづくり

- ①高齢者、障害者にやさしいまちづくり
- ②子どもたちを健やかに育てるまちづくり
- ③子どもたちを健やかに育てるまちづくり
- ④基本的人権を尊重するまちづくり

(2) “循環”のまちづくり

- ①自然環境の保全と共生に基づくまちづくり
- ②リサイクル型社会を構築するまちづくり
- ③水資源を大切にすまちづくり
- ④自然景観と親しむ快適なまちづくり

(3) “連携”のまちづくり

- ①安全で安心して生活できるまちづくり
- ②生活の豊かさを実感できるまちづくり
- ②人材を育み、人々がいきいきと元気に暮らせるまちづくり
- ④歴史と芸術文化を生かしたまちづくり

(4) “交流”のまちづくり

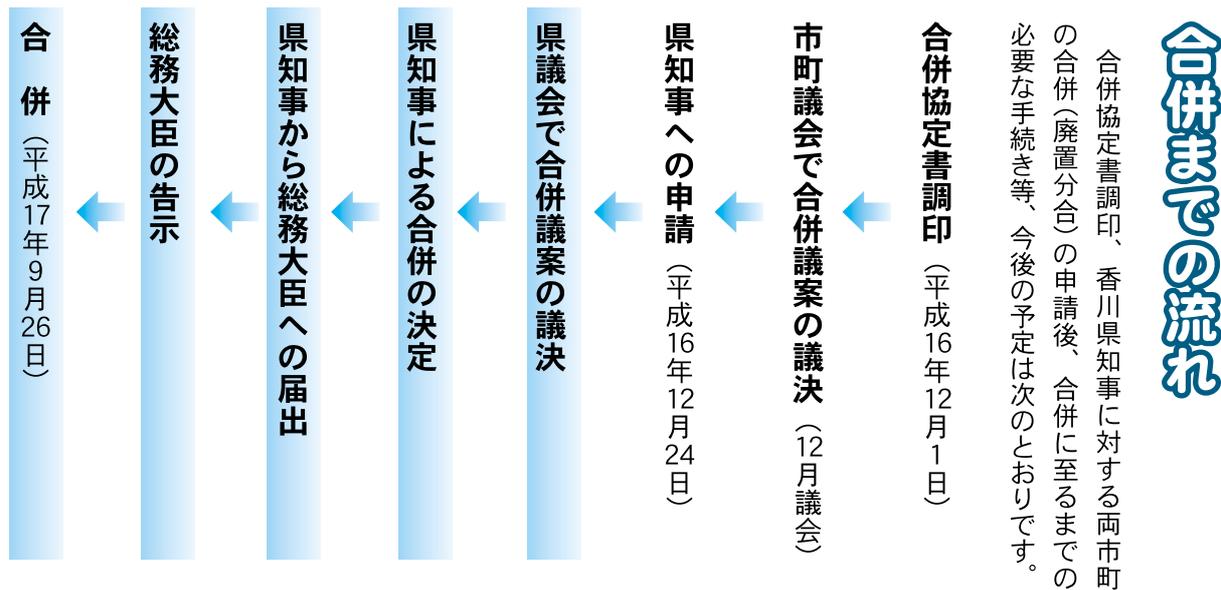
- ①魅力ある観光・交流を育てるまちづくり
- ③広域的な交流を育てるまちづくり
- ②時代の変化に応える産業を育てるまちづくり
- ④利便性の高い交流基盤に支えられたまちづくり

(5) “参加”のまちづくり

- ①行財政運営基盤の充実強化を目指すまちづくり
- ③行政と住民のパートナーシップに基づくまちづくり
- ②心ふれあうコミュニティ形成を基礎としたまちづくり

高松市・塩江町の合併への主な取り組み経過

年月日	内容
平成15年3月20日	塩江町議会が合併協議会設置議案を可決
3月24日	高松市議会が合併協議会設置議案を可決
5月26日	市長・町長が合併協議会規約に関する協議書に調印
"	香川県が高松市・塩江町を合併重点支援地域に指定
6月1日	高松市・塩江町合併協議会を設置
6月16日	第1回会議 開催
7月24日	第2回会議 開催
8月20日	第3回会議 開催
9月26日	第4回会議 開催
11月10日	第5回会議 開催
12月8日	第6回会議 開催
平成16年1月16日	第7回会議 開催
2月12日	第8回会議 開催
2月28日・29日	塩江町において新しいまちづくりを考える住民懇談会を開催
4月21日	第9回会議 開催
5月31日	第10回会議 開催
8月30日	第11回会議 開催
9月27日	第12回会議 開催
9月28日～10月8日	塩江町が住民説明会を開催
10月20日	第13回会議 開催
11月8日	第14回会議 開催
11月11日	合併協議会委員による現地視察を実施（塩江町）
11月24日	第15回会議 開催
"	建設計画についての県との協議が調う
12月1日	合併協定調印式を開催
12月16日	塩江町議会が合併関係議案を可決
12月17日	高松市議会が合併関係議案を可決
12月24日	香川県知事へ合併申請



編集 発行

高松市・塩江町合併協議会事務局
〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 高松市役所6F
TEL (087) 839-2121 FAX (087) 839-2125
URL <http://www.takamatsu-shionoe.jp>
E-mail : t8046@city.takamatsu.lg.jp

■合併協議関係資料等の閲覧について

合併協議会事務局と高松市役所、塩江町役場のほか、ホームページでも会議資料や会議録などをごらんいただけます。